

東郷町子どもの権利に関する条例策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童の権利に関する条約の理念を基本として、全ての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指し、東郷町子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）の制定に当たり、専門的な知識経験の活用その他必要な事項を検討するため、東郷町子どもの権利に関する条例策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から条例の公布の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。